

## 平成22年度第2回宝塚市パブリック・コメント審議会議事録

- 1 開催日 平成22年8月1日（日）10時～11時20分
- 2 開催場所 宝塚市立男女共同参画センター 学習交流室3
- 3 出席者 委員5名  
パブリック・コメント手続実施担当課職員4名  
事務局3名
- 4 諮問  
室長より諮問「「パブリック・コメント手続に関する苦情申立」にかかる調査・意見について」の代読
- 5 議事  
「パブリック・コメント手続に関する苦情申立」について

- 事務局 (事務局あいさつ) (出席者案内)
- 事務局 (諮問代読)
- 事務局 (資料の確認と説明)
- 会長 早速議事に入る。概要版を付さずに行っているとされた2件の意見募集の内容について、あらましを説明いただいたほうがいいと思う。
- 事務局 1点目の、概要版を用意していないことが条例違反になるのではないかについてだが、教育振興基本計画については、概要版を別冊という形で公表するのではなく、計画の本体の中で「計画の概要」という内容を取り込んで実施をした。この計画は6章からなり、第1章を計画全体を通じた「計画の概要」とし、改めて概要版を作成・公表するという必要はないと判断し、別冊で公表していない。次に第5次宝塚市総合計画は、案を公表するのみで、条例が求めている概要版を公表せずに実施しており、条例に沿わないものとなっている。7月22日からこの是正を図るということで、概要版を作成して意見募集期間を8月20日まで延長している。8月1日の市の広報紙に、7月21日には市のホームページにおいて募集期間の延長の掲載を行っている。冊子も差し替えて配布している。
- 会長 今日の議題は合計3つ。一つは先程の「概要版が付されずにパブリック・コメントの手続が実施されたこと」についてどう考えるかの事案が2つ。1つは教育振興基本計画。2つ目は第5次総合計画。3点目はホームページに平成22年4月1日以降に施行された条例が公表されていなかったことについて。それに付随してパブリック・コメン

ト条例、パブリック・コメント制度等が職員・組織にきちんと理解され浸透していなかったのではないか、これについてどう考えるか。この苦情申立をされたのは当審議会の委員なので、この委員さんについては、今日は市民の苦情申立者という立場なので、仮に議決ということが発生した場合はご辞退いただきたい。

第1点目、教育委員会の教育振興基本計画については、事務局の先程の説明では本編の第1章「計画の概要」、これがついているということで、改めて別途概要版を作る必要は認めなかった、という実施責任者側の見解及び広聴相談課の見解は一致したと、こういうことで、こちらのほうは問題なしと見ているということですね。

○事務局

5月14日に教育企画課から合議がきて、この内容でパブコメをしてもいいかと打診があった。広聴相談課でもその内容をもってパブコメをしても条例に反しないと合議した。

○会長

それについて委員の皆さんからなにか。

○委員

この問題は私がもともと提起した「パブコメそのものの運営の仕方」と深く関わっていると思う。具体的な例を挙げると東京都で数十年間放置された遺体、宝塚での放火事件、大阪で幼児二人が放置された事件、全部共通しているのが、市民から苦情なんか市役所に行っていること。宝塚市の問題だけでなく、行政の「事柄に対するとらまえかた」の問題である。身近な業務については支障なくやるが、即断・実行しなければならないこと、重大なことにはリスクを背負わない、なんでも先送りするという従来からの体質が影響している。条例があって実施があるが、その間の一番大切な仕組み作りというのがなかった。今後は仕組みをつくることによって市民に分かり易い形で情報提供していくことを提案したい。パブリックコメントの運営そのものの仕組みを作り上げることによって、今後行政と市民の間が乖離しているという状況の基本的な問題の解決につながると思う。今回の意見書については、仕組み作りをやっていくということを含めていきたい。

今回のご指摘は当たり前のことで、なぜこういうことが起きたか疑いたくなる問題である。概要版については、この膨大な資料の中に概要版が入っていますというようなことは誰も求めている。前のほうに概要が入っているからいいとかダメだという次元の問題ではない。どういう形にすれば市民に参画してもらえるか、という基本的ベースの問題である。

○会長

冒頭におっしゃられた問題提起は、議題の3つ目の「問題の根本的な認識を変えるべきだ」ということだと思う。1つ目については本編

に概要があるからいい、というものではない。むしろ本編全体をいかにわかりやすくし、「もっと知ってください、見てください」と熱意をもって表現するものであるのではないかと。

○委員

教育振興基本計画のほうは、計画の概要が大まかに記載されているからいいというのは、パブコメをするということ自体をわかっていないのではと思う。

第5次総合計画のほうも、最初の1枚目の「意見募集します」の紙に「計画（案）のポイント」と書いている。しかしこれは概要版ではない。これが概要版でないのなら、教育計画の「計画の概要」が概要版に相当するというのは乱暴すぎると思う。実際どちらも概要版には値しない。

概要版を「必要ないと判断した」というが、条例は守らなくていいのか。条例では必要な場合には概要版はなくていい、などと書いてあるのか。

○会長

それは今申立人としての発言なので、事務局に返事を求めるのは控えて欲しい。

○委員

教育計画だが、ここへ来て初めて「概要」が載っていると分った。自分ではこれが概要版とは思えない。別冊になって初めて概要版と言えると思う。

○会長

事前にそれなりの相談が広聴相談課に来て、これなら大丈夫じゃないかと判断を加えてアドバイスしていると。今回の教育基本計画の場合は「これは概要版を付けているのに相当する」と判断されたということか。

○事務局

広聴相談課の認識自体が非常に低レベルだったと反省している。

○会長

委員の意見を総括すると、形式的に概要編みたいなのが前に載っているから概要版と解釈するという考え方は非常に官僚的ではないかと。つまり、書類の分厚さに市民はたまりかねているので、もっとわかりやすく加工された別冊があるべきではないかと。そのところが認識がずれていると思う。形式的に概要編が載っているからいいとするのか、もっと市民に「情報を共有しましょう」という精神に立つのかというそこが分かれ目ではないか、ということだと思う。

○事務局

我々の仕事の仕方の中で、こういう計画ができた後に冊子を作る。本編の冊子と同時にパンフレットも併せて作るが、パブリック・コメントでは本編だけがいつも公表されて、概要というものがなおざりにされてきた。仕事の仕方として、冊子を作る時と同じように、本編とともに概要版という読めばすぐに全体像が把握できるもの、何が争点

になっているのかが分るような資料を、必ず作成することを絶対条件にしていきます。申し訳ございません。

○会長 形式的要件をもって、条例上の概要版がついてるついてないを判定すべきではない、という結論になる。いかに市民にパブリック・コメントに親しんでもらえるか、一緒に計画を作りましょうという協働の精神がそこに貫かれているかどうかで判定すべきではないかということ。

○委員 これまで概要版については、答申の中で何年も論議されてきた。それなのにそれが伝わっていないことを感じた。答申の意味合い、答申が出されてその先どう処理されているのか疑問がある。

○会長 教育振興基本計画については、事務局は形式要件としてはオッケーと判断したが、審議会としては良としない。参画と協働、情報共有の精神に立ったアウトプット、別冊の概要版を提示されているかどうかを持って判断すべき、ということ。

答申については、最終成案とする前に副会長に目を通していただくようお願いする。

次に第5次総合計画について、これについては広聴相談課のほうも「概要版は付いていない」と認めており、担当部局もこれについてはぬかっていたとしている。これについては疑義はない。すでにことは整理されている。

○実施担当者 ご指摘のとおりであり、申し訳ございません。ご指摘を受けて早速概要版を作成し、意見募集期間も延長した。広報等でもお知らせした。

○事務局 8月1日の広報で、期間を延長した記事を載せ、ホームページにも記載した。今回政策推進課が公表する内容を、本来なら広聴相談課でチェックして改善すべきところが抜けていた。申し訳ございません。

○会長 第5次総合計画については、申立書のとおりであったということで、概要版を作成し、意見募集期間も延長していただき、そのとおり改善していただいた、ということによいか。

3点目は、構造的な問題になってくるが、市のホームページに平成22年4月1日に施行されたパブリック・コメント条例が公表されていなかったこと。職員にも条例やパブリック・コメント制度の周知徹底が図れていなかったのではないかと、ということに関して、事務局の総括的な見解を伺いたい。

○事務局 今回の条例改正については、4月1日から施行している。条例改正に伴い、従来からある「条例の解釈と運用」、「運用の指針」なども改正し、適切なパブリック・コメントを実施をするようそれぞれ定めて

いる。

今回パブリック・コメント条例の改正についての周知は、庁内に文書で通知をする方法で行った。直接担当課、関係職員を対象にした説明会や研修会は実施せずにした。これについては、周知徹底という点では直接職員に説明する機会が必要であったと反省している。今回申立があり、先週改めて各部総括担当者会議で文書で通知するとともに、直接口頭で説明をし、周知を図った。今後は徹底していく。

○事務局

その総括担当者会議でも、職員に研修会をするなりして、もっと詳しく説明するべきであるという意見が出た。今後はそのように時間をとって、職員が十分理解できるようにやって行きたい。「解釈と運用」も7月作成になっているが、本来なら4月に公表して、今回の2つの課がこの内容に基づき手続きを進められればよかったのだが、作成が遅かった。

広聴相談課に重い責任があったと思っている。

○会長

大変反省されているということで、これ以上追い討ちするのも気の毒だが、論点を整理する。総括的には職員全体への周知徹底の努力が足りなかったということを認められているが、これは今後どういうふうにしていくべきと考えるか。

○事務局

一つはマクロ的に全ての部署にパブリック・コメントがどういう趣旨でやっているのか、どういう改正をしたのかの説明会を開催したい。同時に、毎年度の初めに、本年度どういうパブリック・コメントを実施予定しているかを調査している。その実施課に、個別でどういうことをその手続きの中でやろうとしているのかを、早くから把握していきたい。よりよいものにするために、こういうふうにしていくべきであるということを指導していきたい。

○会長

ホームページに関することはどういうふうに対処されるか。

○事務局

ホームページの条例改正は総務部総務課が全市の例規関係を扱っている。四半期毎に議会があるが、そこで条例改正されたものについて、年4回ホームページ上の条例のデータ改正を行っている。全国的には、年2回というのが多いが、本市ではできるだけその内容の改正を速くしていこうということで年4回行っている。業者に委託して行っており、今回だと3月議会で改正されたものが7月6日にアップされた。その部分にリンクする形で、パブリック・コメント条例・規則をパブリック・コメント実施状況の中であげているが、広聴相談課自身で条例改正された内容を「こう改正されました」と速やかにあげておけばよかったと反省している。

代案であるが、業者の委託による改正を時間的に早くするのは難しいので、条例自体は改正された内容が本文に溶け込んだ形でアップしているが、新旧対照表のような形で、「改正後はこういう内容です」という形で出すことは可能かと思う。そのようにしてできるだけ早く改正の周知をしていきたい。

- 会長                    今、ホームページの改善の仕方及び条例を職員に周知徹底させるという2点について見解が出されたが、補足意見はありますか。
- 委員                    今朝ホームページを見てきたが、条例が改正されているのかわかるが、非常にわかりにくい。一番最初の部分に「平成16年12月28日条例第34号」と書かれて次に「注 平成17年6月～」と書いてある。これは市民に見せるものなのに、最終的に「平成22年4月1日条例改正により施行」と書かれている。最初の方に書いておけば市民もわかるのに、なぜそれができないのか。内容が変わっているのに、肝心の「いつから変わった」というのが最後のほうを見ないとわからない。もう少し市民がわかりやすい書き方にできないのかと思う。
- 事務局                    広聴相談課自身で「ここが変わりました」という情報発信をしておけば、ある程度市民のかたにも周知ができた。
- 委員                    申立書を7月19日に出したが、状況の2番目に「改正分がアップされていない」と書いた。まさに委員のおっしゃった「平成16年」というのを見て、変えたということが分らなかった。最後を見たら附則のところに変えたと書いてある。「解釈と運用」などに載っている条例は日付が書いていない。そういう日付というのは書かれていないと思っていた。ホームページを見ると日付が入っているので、それが平成16年のままだったので、内容も古いままだと誤解した。
- 委員                    私もホームページを見て、日付を見て16年のものだと思った。最後の附則で平成22年と出てくるが、そこまで見る人はいないと思う。
- 委員                    うちの消費者協会でもホームページを古いままなかなか更新していない。ホームページを見ない人もいるので、そういう人達のことも考えて、行政は情報発信して欲しい。
- 会長                    事務局から、ホームページの扱いと職員の周知の仕方の改善の見解が出された。とはいいいながら、まだ何か欠けているのではないかと思う。これは、この条例がアリの的な、市民に対する説明責任を果たすためだけの条例と受け止められているところに根本的な問題があるのではないかと私は思う。第1条をもう一度読み直してもらわないとだめだと思う。第1条では「説明責任」がトップにきているが、その後で「市民の市政への参画」と書いてある。もっと市民が行政に関わ

ってください、意見言ってください、的外れでもかまわないから意見言ってくださいということ。行政に外から石投げるだけではなく、もっと共犯関係に立ってください、というのが参画である。行政はそのためにも関心を持ってくれる市民に、情報を、公開するだけではなく積極的にぶつけていきたいと思いますというのがこの条例の精神のほうである。ところが行政内部の受け止め方は「説明責任」だけ果たせばそれでいいのではないかとこの条例を受け止めているのではないかと。参画と協働のまちづくりのための「情報の攻撃的かつ能動的な共有態勢」を敷かねばならないということ、行政全般が各部局とも共通認識を持ち、宝塚市を盛り立てていきたいと思います、という趣旨の条例なのに、後半の部分が飛んでしまっていたのではないかと。「参画と協働」とはどういうことなのか、逆に市の各部局に聞いてみたい。これは言葉ばかりなのか。「参画と協働」というのは宝塚市のまちのモットーなのではないのか。単なる枕詞なら、限りなく官僚化の流れの中で墮落していくしかない。職員自身も戦っていかうという気があるかどうか問われている。そこが市民の感覚との溝を埋めていかうという歩み寄りの大きなプロセスになるはずなのに、なぜか溝が広がってきている。

○事務局

今回の苦情申立の一番最後に「優れた制度は活用すれば大きな力になるが、趣旨を理解しないまま運用を行えば形骸化する」と、まさしくそういう状態に今なってきている。みなさんからより多くの意見がもらえるようにするためにはどうすればいいのか、いろんなところからご意見を頂戴して積極的に改善をしていきたいと思っている。

○委員

せっかく今日2つの実施課から来られているので、今回のパブコメでどれだけの件数の意見が出てきて、それに対して多いと思っているか少ないと思っているか、今回のパブコメの趣旨は周知されているか、なおすとしたらどういうことがいいと思うか、聞いてみたい。

○実施担当課

教育振興基本計画については、今回3人の方から16項目のご意見をいただいた。中身については単なる文言の訂正から、大きいものでは施策体系を見直すようにというご意見もあった。今回は、概要版については申し訳なかったと思っている。教育委員会としてもできるだけ市民のみなさんに知っていただくという努力を怠っていたと思う。広聴相談課に相談はしていたが、自らの努力という意味では欠けていた。計画を出すときにできるだけご理解いただけるよう、後ろに用語解説をつけたり、読みやすいように項目毎に1ページで内容を書いた

りした。しかし概要版がついていなかったのは、市民のみなさんが一目見てわかるようにする努力がなかったと反省している。出てきた意見については、検討委員会で審議に入っているが、内容が市民に十分理解されているかという、分厚い冊子でもあるのでそういった意味では十分ではなかったのではないかと思う。

○委員                    どうすれば今後市民に周知されて、たくさんの意見を一般の方々からももらえると思うか。

○実施担当課            まず市民の皆さんに理解していただくことが大事だと思う。教育基本計画という難しい題名になってしまっているが、概要版で簡単に2～3ページにまとめて、分かり易い平易な言葉で書かせていただく。それを広報紙やホームページなどあらゆる方法で周知をはかって、それから基本計画書を見ていただくという努力が要ると思う。

○委員                    教育委員会で、今後パブコメを実施される場合はこの趣旨を理解されて実施できるように徹底して欲しい。

○実施担当課            それについては周知徹底していく。

○委員                    専門的に問題に携わっている人の意見を聞く機会は別にあるはず。そうではない一般の人達の、的外れかもしれないが意見を言いたい人の意見を集めるのがパブリック・コメントだと思う。パブリック・コメントがどういうものであるかということについて、市全体に統一感がない。それが大きな問題であると思う。

○実施担当課            第5次総合計画については、最も基本的な計画なので、なるべく多くの意見を伺いたいということで、昨年5月から検討市民会議を立ち上げ、25人のメンバーのうち17人は市民となっている。出来るだけ市民の声を聞いて原案を作っていこう、原案の作成段階から参加してもらおうという趣旨ではじめた。今年7月にその原案を提示してもらった。今やっている総合計画審議会で、56人のメンバーの中には公募市民も入っている。できるだけ広く各種団体からも参加いただいている。そういう形で「参画と協働」の前提となる情報の共有を図っている。パブリック・コメントもその一つのツールと考えている。23万市民の中の56人のメンバーで本当に市民の声を反映できるのかというと、確かに制約があるので、できるだけ多くのご意見を収集するという意味では、パブリック・コメントは有効な手段と思っている。今回は手続きで大変抜かっていたが、今後気をつけて他の施策でもこの趣旨を周知徹底していきたい。

○委員                    市民のごく一部の人は熱心で一生懸命やっている。しかし行政に関する登用率は非常に低い。一般市民をどういうふうに巻き込んでいく



のかで、まちづくり協議会ができたりいろんなことをしているが、活動がどんどん低下している状況である。その中でパブリック・コメントの果たしていく役割は非常に大きいと思う。少々枠を外れても、どうしたらうまくいくかの議論をもっとひろくやれば、ぜんぜん違う答えが出てくると思う。

○会長

一旦まとめに入る。1つ目の教育振興基本計画への答申としては、形式上は概要が本編の中にあるので、概要版は付けなかった、という説明は、条例違反とまでは言えないものの、条例第1条における参画と協働のまちづくりを進めていく制度としてこのパブリック・コメント制度があるという趣旨から考えると、不親切な印象は免れないという意見が多数を占めた、ということになる。2つ目の第5次総合計画については、形式的にも概要版がなく、明確な条例違反であるという事実が指摘される。なお、実施責任者である両室長からも意見聴取した結果、今後のより良い運用に向けての建設的な対話が行えた。そこで共通認識に立ったことは、宝塚市役所における参画・協働のまちづくりという基本認識が風化しつつあるのではないだろうか、という危機感を持っているということである。そういう緩んでしまっている基盤のうえにこのパブリック・コメント制度が乗っかっているがために、単なる説明責任を果たせばよい、というふうはこのパブリック・コメント条例が扱われる時期に入ったのかもしれない、という危惧を感じる。従ってパブリック・コメント制度の説明会・研修会をもっと強化する必要があるということ以前に、参画・協働のまちづくりとはいったいなんなのか、ということをもう一度改めて市の職員・市の全体で周知を図った上でなければ、パブリック・コメント制度そのものの共有化も難しい。

口でばかり参画だ協働だと言っているのではないか、ということである。だからこんなことが起こるのだと。これは広聴相談課の責任というばかりでもない、実施担当課の責任というばかりでもない。本気で参画と協働のまちづくりやる気あるの？ということが問われていると思う。それを市長に返して欲しい。パブリック・コメント制度がこういう扱われ方をされるというのは、実施担当課の責任という問題ではなく、広聴相談課の課長の責任というわけでもない。全般的にたるんでいるということである。これが今日の答申である。

これは宝塚市だけではなくて、多くの参画だの協働のまちづくりだのちゃらちゃら言っている自治体には起こっていることだが、口ばかりだ。本当に市民と情報共有しようなんて危機感はない。できたら

市民から出てくる意見は少ないほうがいいと思っている。だから適当に件数が出てこないような難しい方法でやっていけばいいとなりかねない。それを言いたい。そこに壁があると委員はおっしゃっている。委員が「そこまで言うのなら形式用件で責めていくぞ」という話になる。本当はこの壁を崩していくためには行政側も本気で行政職員内部の市民化を図る、行政職員がもっと市民になっていくということが必要。市民にももっと行政経営の協力者を増やしていくという明確な戦略がなかったらだめなのではないか。そのイメージが全くない。アライバイのためにこんなパブリック・コメント審議会があるのなら、やめたほうがまだ。根本的に私が怒りを持っているのは、こんな事件が起こったことに対してではない。参画と協働なんてうそをつくのはやめてくれということ。ちっとも進んでいない。それに対するいらだちのほうがある。理念とか精神が各課ばらばらだ。市長が変わろうが議会の会派構成が変わろうが、宝塚市全体の変わらない精神として宣言したはずだ。参画と協働の条例をやりたいといってパブリック・コメント条例を議会が出して、それを市におもりにしてくれと言っている。

そういう点で参画と協働のまちづくりが本当に風化してしまっている。それが今回の原因である。怒りの部分は答申に書かなくて結構です。

第1条に記載されている参画と協働の精神の趣旨が徹底していないことが原因であると。従ってパブリック・コメントサイドの趣旨を徹底させる以前に、そちらの研修・内部強化が必要であると思われると認識した、と書いておいて欲しい。

どっちかという行政職員も被害者である。これは政治責任だ。

#### ○委員

我々パブリック・コメント審議会は何を期待されているのかと思う。システムがあっても処理のプロセスがない。そこがポイントの一つだと思う。周知徹底する以前にもう一つ問題があって、この処理のしくみがないのではないかと。調べなおしてみると、過去の実施パブコメの中の条例違反は、平成19年度の8件のうち6件、平成20年度は5件のうち4件、平成21年度は6件のうち3件。これから評価する平成21年度分の6件のうち3件、そのうち1件は「原則30日」と言っているのに24日しかやっていない。広聴相談課は「違反でした」と言ってもってくるだけ。私たちは「違反はけしからん」と言って返す。今までもそうだった。それがどう伝わったのかが分らない。同じことを繰り返している。この違反件数は、確かに結果報告の予告がなかったとか軽微なものもある。論点整理がないとか、日数が足りない

とか、こんなものまで入っていて、それについていったいどういう処理をしているのかわからない。審議会が市長に答申をして、市長はどのような指示を各課に、あるいは全員にしたのか。「24日ではだめですよ」というのをその課だけに言うのか。全員に周知しているのか。その仕組みがないからこんなことになるのではないか。そういう意味では会長のおっしゃったパブリック・コメント全体の意味合い、誰がやるのか、誰が見るのか、誰がチェックするのか、違反は放っておくのか、そういった仕組みを再構築することについて論議して欲しい。

○委員

条例はあって、実施機関もある。本来普通の市民が何かやる時は、この二つが大切なのではなく、どういうふうにやるのか、仕組み作りのほうがはるかに大切になる。行政の場合は頭としっぽがあって真ん中がちゃんとやれる仕組みになっていない。今回いろんな問題が出てきている。一概に行政を責めるのではなく、これから一緒にやっていかないといけないのだから、知恵の出し合いをしながら仕組み作りを進めて欲しい。我々ができる範囲内のことは意見書として出すべきではないかと思う。

○会長

次の8月26日に、今おっしゃっていることの議題を加えて、意見をもらうこととする。このあいだ、前年度実施のパブコメの評価シートを各自提出したが、あれを見ても、市民がわかりやすいようにと熱心に実施している部局はある。熱意を持ってやっているところはちゃんとある。各部局によって実力の差はあると思う。

○事務局

今まで一番たくさん意見をいただいたのが子ども条例を作った時。あの時は全部ふりがなをふった簡易版もつくり、各学校の生徒にも意見を求め、かなり手間をかけた。あのようなこともこれから必要であると思う。

○会長

今委員がおっしゃったことは、条例の第12条第4号に関する事項になるので、市長の諮問がなくても大丈夫である。こちらから意見を言う「建議」というものになる。

今回のことは「もって他山の石とすべからず」ということで、我々自身も反省しなければならない部分もある。パブリック・コメントを行政側にとってもやり易いように、市民にとっても親しみやすいものにしていくために、もう少しつっこんだシステム提案が必要なのでは、ということ。我々審議会も、行政側から単に言われて審議するだけではだめなのではないかということ。これからいろいろ提案していこう。

今回の問題でも、違反したからといって別に刑罰があるわけではない。どういう修復措置があるのか、違反した後どうするのかといった

ところが定められていないところに問題があるのではないか、ということ。条例違反であった場合の事後の対処の仕方に関しても、システム提案が必要なのではないか。

3番目については、ホームページの改善について事務局の説明があったことについて今後見守る。職員における条例・パブコメ制度への理解や周知徹底については努力が足りなかったという問題よりも、参画と協働のまちづくりという第1条の精神、総合計画に掲げられた精神などの、まちづくりの理念、市の団体としての全体的な約束事、それがまだ必ずしも行政全体に浸透していなかったのではないかということがむしろ問題ではないか。それを基盤としてこそ、パブリック・コメント条例の趣旨を徹底していくということが成り立つはずである。本末転倒してはいけない、ということ。パブリック・コメント条例の趣旨を一生懸命言っていけば、まちづくりの参画協働がうまくいくという問題ではない。参画と協働の宝塚市づくりということがみんなに共有されて初めてパブリック・コメントが生きてくる。誰が悪いのかという犯人探しではなく、問題は「参画と協働のまちづくり」ということが10年間宝塚市としてきちんと徹底されてこなかったというところに問題を感じる。それが今回表面化してきたのではないか、ということを経理に報告していただきたい。

これで終わらせていただく。

○事務局

今回の審議いただいた内容は、調査意見書という形をとって市長のほうに提出させていただく。次回8月26日の会議で意見書の原案的なものを作成し、見ていただくようにする。

○会長

今話していることをわかってもらうため図示しておく。

まず意思形成過程があって、次に決定過程がある。次に実行過程があり、最後に評価・修正がある。4つのプロセスがあるが、このプロセスに初めから関わってくださいね、というのが参画の趣旨。これを一緒にやりましょうね、というのが協働。参画というのはプロセスの最初から関わるのが参画。実行過程を市民と一緒にやろうと思ったら、初めから手を組んでいかないと無理。「意思形成プロセスの段階は役所のほうで決めています。予算制約も期間も役所のほうで決めています、じゃあ市民はなにをするの。受付に立っててください。駐車場の整理やってください。」そういうのをアライバイ下請け型市民参加という。それは市民参加でもなんでもない。市民下請けである。パートナーであるというのは意思形成過程から関わって、責任一緒にとりましょうということ。実行も反省も一緒にやる。このプロセスが全部開放されてい

て、そこに能動的な市民が関わられるようにしておくことはもとより、当事者市民の意見は絶対聞くという姿勢。だから情報共有しないとだめ。例えば駅前再開発だと、地権者などには重点的に情報を送る。その情報をもらっていて見てないのはその人が悪い。当事者市民には絶対に情報を渡すという姿勢。子どもの権利条例などのときは、子どもを抱えている家族のところに来るだけ届くように届くようにと努力する。不特定多数すぎて無理という場合は、そういう人たちが集まる場所で話題作りするとか、そういう努力がある。これを参画と協働というのに、今だに意思形成過程がアリバイ化されている。問題は市民の側にもある。なんでもかんでも文句ばかり、お金を出すのはいやというわがまま、要求は自分のことだけ要求し、コスト負担は避ける、そういうのは市民とは言わない、参画と協働の場合は。クレーマーである。本当の市民は、コストの感覚とパフォーマンスの感覚、政策トレードオフ、つまりあれかこれかが議論できる人。そういう人を市民同士の中からひねり出していかないといけない。市民が市民を選ぶ。今はその前段階なので、文句たれ市民もわがまま市民も登場してくる。パブリック・コメントにもそれがまぎれこんでくる。それに対していちいち返す必要はない。おっしゃる意見はごもっともながら、それほど資源がもう残っていません、制度的可能性はありません、と返しておけばいい。できることはできる、できないことはできないと言えばいい。そこで市民も鍛えられるはず。なんでも言ったら通るというものではないと。本当の市民がセレクトされて出てくるための制度でもあると思われたら、もう少しイメージが明確になると思う。何千件意見が来てもひるむことはない。グルーピングして、グループに一括してお答えします、で返せばいい。西宮で小学校の校区変更で、一万件近い意見が出てきたが、グルーピングして一括して答えた。恐れることはない。逆に市民を育てる制度だと思ってもらえたらいい。

○委員

今人口が23万を越えてきている。意見を聞くのも、昔からの自治会などばかりでなく、外部から入ってきた人もいろんな意見を持っている。そういう人たちの意見も聞かないと、宝塚市が古い考え方のまま行ってしまう危険性があると思う。

○会長

外から宝塚がどう見えるのかという意見も聞かないといけない。観光を発展させようと思ったら、中の商売人の意見ばかり聞くのではなく、外から観光に来る人の意見も聞かないといけない。

では今回はこれで終わりとする。